国立市の公の施設の使用料等一覧

1. 行政財産使用料

- ⇒行政財産使用料条例第2条: 使用料は1月当りの額により算出するものとし、その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に 1,000 分の 2.5 を乗じて得た額
 - (2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計して得た額
 - ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した 当該建物の適正な価格に 1,000 分の 6 を乗じて得た額
 - イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額
 - (3) 建物の一部を使用させる場合には前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
 - (4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地または建物の使用料の例により算出して得た額

2. 下水道使用料

種別	汚水排出量	使用料(月当たり)
	10 立方メートル以下の分	540 円
	10 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 110円
	20 立方メートル以下の分	
	20 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 150円
	50 立方メートル以下の分	
	50 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 180円
一般汚水	100 立方メートル以下の分	
列又ノウノ八	100 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 215円
	200 立方メートル以下の分	
	200 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 255円
	500 立方メートル以下の分	
	500 立方メートルを超え	1立方メートルにつき 295円
	1,000 立方メートル以下の分	
	1,000 立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 335円
浴場汚水		1立方メートルにつき 24円

備 考 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。

2 浴場汚水とは、公衆浴場営業(温泉、むしぶろその他の特殊な公衆浴場営業を除く。)の用に供した汚水をいう。

3. 自転車駐車場使用料

区分		定期利用(月額)		一時利用(1日1回)
	区刀	市内居住者	市外居住者	
自転車		1,500 円	2,000 円	100円
原動機付自輔	転車 1,800 円 2,400 円		150 円	
自動二輪車	総排気量が 125 cc以 下のもの	3,500 円 4,500 円		250 円
口划一冊平	総排気量が 125 ccを 超えるもの			300 円

備考 3階にある自転車駐車場、屋根のない自転車駐車場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車 駐車場については、自転車の定期利用の使用料の月額は、この表に定める自転車の定期利用(月額)の額に 100 分 の 80 を乗じて得た額とする。

4. 公園使用料

◎ 都市公園を占用する場合

占用物件		単位		金額	
電柱	本柱、支柱又は支線		1本当たり	1月	198 円
標識	•		1個当たり	同	115 円
水道管	外径 40 セ	ンチメートル未満のもの	1メートル当たり	同	27 円
小坦官 下水道管 ガス管	外径 40 セ の	ンチメートル以上1メートル未満のも	1メートル当たり	同	70 円
ZVE	外径1メー	トル以上のもの	1メートル当たり	同	147 円
	電線		1メートル当たり	同	12 円
		外径 40 センチメートル未満のもの	1メートル当たり	同	27 円
電線	地下電線	外径 40 センチメートル以上1メート ル未満のもの	1メートル当たり	同	70 円
		外径1メートル以上のもの	1メートル当たり	同	147 円
鉄塔		1平方メートル 当たり	同	147 円	
変圧塔、マ	ンホールの	類	1カ所当たり	同	151 円
郵便差出箱	É		1カ所当たり	同	60 円
公衆電話所	f		1カ所当たり	同	147 円
## T 0 FB	_	:露出部分	1平方メートル 当 <i>た</i> り	同	147 円
地下の占用物件 地下部分		1平方メートル 当たり	同	70 円	
高架の占用物件		1平方メートル 当たり	同	70 円	
天体、気象又は土地の観測施設		1平方メートル 当たり	同	147 円	

その他の占用	1平方メートル 当たり	1日	10 円
	国だり		

◎ 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為		単位		金額
業として行う写真撮影	常時	撮影機 1台 1月		4,500 円
未として117子具版彩	臨時	1回(1時間以内)		1,000円
業として行う映画、テレビ、ビデオ撮影		1回(1時間以内)		6,750 円
競技会、展示会、集会		1平方メートル当たり	1日	4円
上記以外の場合		1平方メートル当たり	1日	10円

使用料の端数計算

- 1 使用料を算出する基礎となる面積又は長さに1平方メートル又は1メートル以下の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 使用料を算出する基礎となる期間が 1 月を単位として定められているとき、1 月未満の端数があるときは、その月の日割をもつて計算する。

5. 有料スポーツ施設使用料

◎ 谷保第三公園·矢川上公園·河川敷公園

施設名	単位	金額
野球場	1面 1時間につき	1,000円
サッカー場	1面 1時間につき	1,000円
テニスコート	1面 1時間につき	600円

(注)市外者使用の場合の使用料の額は、本表の100分の150とする。

◎ 流域下水道処理場広場(多目的コートを除く広場)

使用目的	使用料	使用料		
医加口的	単位	金額		
業として行う写真撮影その常時	撮影機1台につき 1月	4,500 円		
他これに類するもの臨時	1回 1時間	1,000円		
業として行う映画、ビデオ、テレビ技	1 回 1 時間	6,750 円		
影				
競技会、展示会、集会	1平方メートルにつき 1日	4円		
その他のもの	1平方メートルにつき 1日	10 円		

◎ 流域下水道処理場広場(多目的コート)

体田日的		使用料		
使用目的	使用目的		金額	
スポーツ及びこれに準ずる	レクリエー	1平方メートルにつき 1時間	1円	
ション又はこれらに類する行為をする				
もの				
業として行う写真撮影その	常時	撮影機1台につき 1月	4,500 円	
他これに類するもの	臨時	1回 1時間	1,000 円	
業として行う映画、ビデオ、テレビ撮影		1回 1時間	6,750 円	
競技会、展示会、集会		1平方メートルにつき 1日	4円	
その他のもの		1平方メートルにつき 1日	10 円	

- 備考 1 使用料を算出する基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り上げて計算する。
 - 2 使用料を算出する基礎となる期間が1時間又は1日を単位として定められているとき、1時間又は1日未満の 端数があるときは、これを切り上げて計算する。
 - 3 使用料を算出する基礎となる期間が1月を単位として定められているとき、1月未満の端数があるときは、その月の日割をもって計算する。

◎ 流域下水道処理場広場(有料広場施設使用料)

施設名	単位	金額
テニスコート	1面 1時間につき	600円
少年野球場兼ソフトボール場	1面 1時間につき	1,000 円

- 備考 1 国立市外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の1.5 倍の額とする。
 - 2 使用者が金品、入場料、出店料その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用 料の額は、当該使用料の3倍の額とする。

◎ 流域下水道処理場広場(照明施設使用料)

施設名	単位	金額
テニスコート	1面 1時間につき	700 円

- 備考 1 国立市外の者が使用する場合の使用料の額は、当該使用料の1.5倍の額とする。
 - 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料の額は、当該使用料の3倍の額とする。

6. 総合体育館施設使用料

施設区分	使用区分			使用料
第一体育室 貸切使		午前	9~12 時	4,800 円
	学打使用	午後 1	0~3 時	4,800 円
	貝切区巾	午後 2	3~6 時	4,800 円
		夜間	6~9 時	6,400 円

	個人使用	1種目3時間以內 -		大人1回 250円
	個人区川			子供1回 150円
		午前	9~12 時	2,000 円
	貸切使用	午後 1	0~3 時	2,000 円
第二体育室	員切仗用	午後 2	3~6 時	2,000 円
为一件月王		夜間	6~9 時	2,500 円
	個人使用	1 種目 3 時	割い広	大人1回 250円
	個人使用		可及門	子供1回 150円
	貸切使用	午前	9~12 時	1,600 円
		午後1	0~3 時	1,600 円
第三体育室 第三体育室		午後2	3~6 時	1,600 円
为一件 F 王		夜間	6~9 時	2,000 円
	個人使用	1種目3時間以内		大人1回 250円
	個人使用			子供1回 150円
トレーニング室	個人使用	2 時間		大人1回 300円
	貸切使用	1コース2時	持間につき	2,600 円
室内プール	個人使用	2 時間		大人1回 350円
	超入区 用			子供1回 150円
会議室	貸切使用	1 時間		250 円
放送設備	貸切使用	第一体育室使用区分 1 回につき		500 円
ステージ	貸切使用	第一体育室	使用1回につき	1,500 円

- 備考 1 第一体育室、第二体育室の2分の1を使用する場合の使用料は、当該使用料の100分の50の額とする。
 - 2 使用時間を超えた場合は、超過時間1時間(1時間に満たない場合は、これを1時間とする。)につき、使用を 承認した使用区分に係る使用料の1時間相当額を徴収する。この場合において、当該1時間相当額に10円 未満の端数があるときは、これを切り上げる。
 - 3 貸切使用の場合で、市内在住在勤在学者以外の者を含むときの使用料は、当該使用料の 100 分の 150 の額とする。
 - 4 使用者が入場料等(いずれの名義であるかを問わず、体育館の入場者から徴収する入場の対価)を徴収する場合の使用料は、当該使用料の100分の300の額とする。ただし、市内の社会教育関係団体が参加費を徴収して行うスポーツ教室、各種スポーツ大会等の参加費はこの限りでない。
 - 5 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
 - 6 トレーニング室及び室内プールの使用区分の時間は、あらかじめ委員会が定めた時間帯をいう。この使用区 分の時間帯については、委員会は利用状況等に応じて変更することができる。
 - 7 子供とは、中学生以下の者をいう。

7. 芸術小ホール施設使用料

施設名	使用日	午前	午後	夜間	全日
旭政石	使用口	(9:00~12:00)	(1:00~4:30)	(5:30~9:30)	(9:00~9:30)
ホール	平日	11,200 円	19,600 円	25,200 円	50,700 円
	土日祝日	13,300 円	23,400 円	30,100 円	60,300 円
スタジオ	平日	2,300 円	4,000 円	5,200 円	10,400 円
<i>X</i> , <i>Z</i>	土日祝日	2,800 円	4,800 円	6,200 円	12,500 円
音楽練習室	平日	2,000 円	3,600 円	4,600 円	9,300 円
日本林日王	土日祝日	2,400 円	4,200 円	5,500 円	11,000 円
アトリエ	平日	1,400 円	2,500 円	3,200 円	6,500 円
7172	土日祝日	1,700 円	3,000 円	3,800 円	7,700 円
ギャラリー	平日				12,000 円
1177	土日祝日				12,000]

- 1 単位使用時間(以下「使用時間」という。)の午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後4時30分まで、夜間は午後5時30分から午後9時30分までとする。
- 2 使用時間には準備及び原状回復に要する時間も含むものとする。
- 3 使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り、1時間未満の延長を許可することができる。 この場合の延長した時間に係る使用料は、延長を許可した直前の使用時間に係る使用料(全日使用の場合は、夜間使用料)に100分の30を乗じて得た額とする。
- 4 午前及び午後、又は午後及び夜間を引き続き使用するときは、各使用時間の間の時間については使用料を徴収しない。
- 5 使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収する場合における使用料は、使用の承認をした使用時間に係る使用料に、次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。
 - (1) 入場料の最高額が1人当たり500円未満であるときは 100分の40
 - (2) 入場料の最高額が1人当たり500円以上1,000円未満であるときは 100分の60
 - (3) 入場料の最高額が1人当たり1,000円以上2,000円未満であるときは 100分の80
 - (4) 入場料の最高額が1人当たり2,000円以上3,000円未満であるときは 100分の100
 - (5) 入場料の最高額が1人当たり3,000 円以上であるときは 100 分の 130
- 6 舞台での仕込みに使用するときの使用料は、使用時間に係る使用料の100分の50を乗じて得た額とする。
- 7 使用者が次に掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用の承認をした使用時間(準備に要する使用時間 は除く。)に係る使用料に100分の50を乗じて得た額を加算する。
 - (1) テレビの放映及び録画
 - (2) ラジオの放送及び録音
 - (3) 営業を目的とする録音・録画
 - (4) 営業を目的とする団体の宣伝行為
- 8 ギャラリーを6日間以上継続して使用するとき、搬入、飾付けのために要する前日使用についての使用料は徴収しない。
- 9 国民の祝日が日曜日に当たるとき、その翌日(振替休日)に使用する場合の使用料金は祝日料金とする。

8. 福祉会館施設使用料

区分	午前	午後	夜間
種別	9 時~12 時	1 時~5 時	6 時~10 時
大ホール	2,600 円	3,500 円	3,500 円
大ホール控室(1)	700 円	900円	900円
中会議室	1,400 円	1,800 円	1,800 円
小会議室	800円	1,000円	1,000円
講座室	1,400 円	1,800 円	1,800 円
料理講習室	1,700 円	2,300 円	2,300 円
和室(大)	800 円	1,000円	1,000 円
和室(小)	800 円	1,000円	1,000円
大広間	_	_	3,200 円
分室	800円	1,000円	1,000円

備考 1 大広間の使用は、夜間のみとする。

2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

9. 郷土文化館施設使用料

第 11 条第 1 項第 1 号に規定する特別の展示の観覧料								
区分		単位			観覧料			
6п.	4 4	1	固人			2,0	000 円以内	
一般	1人・1回	[団体	1,500 円以内		500 円以内		
高校生以下	1 1 . 1 回	1	固人			1,0	000 円以内	
同校生以下		1人・1回 団体		800 円以内				
	第 11 条第1項第 2 号に規定する講堂等の使用料							
施設名	午前	•	午後	Ż	夜間		全日	
が出る人口	9:00	~ 12:00	1:00	~ 4:30	5:30 ~	9:30	9:00~	9:30
講堂	1,400	円	1,600	円	1,800 円		4,800 円	
研修室(1)	800 F	9	900 円		1,000円		2,700 円	
研修室(2)	800 F	9	900円		1,000円		2,700 円	
特別展示室	_		_		_		7,200 円	

備考 1 団体とは、20人以上のものをいう。

- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 午前及び午後、又は午後及び夜間を引き続き使用するときは、各使用時間の間の時間については使用料を 徴収しない。

4 特別展示室を6日間以上継続して使用するときは、搬入、飾付けのために要する前日使用についての使用料は徴収しない。

10. 地域福祉館施設使用料

+ / =n. 47	区分	午前	午後	夜間
施設名	種別	9 時~12 時	1 時~5 時	6 時~10 時
くにたち立東福祉館	中会議室	600 円	700 円	700 円
パーにり业果価値貼	小会議室	400 円	500 円	500 円
青柳福祉センター	大会議室	700 円	800 円	800円
日が旧位とファー	中会議室	600 円	700 円	700 円
	大会議室	700 円	800 円	800 円
西福祉館	中会議室	600 円	700 円	700 円
	小会議室	400 円	500 円	500 円
	大会議室	700 円	800 円	800 円
東福祉館	中会議室	600 円	700 円	700 円
	小会議室	400 円	500 円	500 円
	大会議室	700 円	800 円	800 円
北福祉館	中会議室	600 円	700 円	700 円
	小会議室	400 円	500 円	500 円

11. 地域防災センター施設使用料

施設名	区分	午前	午後	夜間
加設石	種別	9 時~12 時	1 時~5 時	6 時~10 時
中平地域防災 センター	防災コミユニテイ一室	600 円	700 円	700 円
e J y =	視聴覚室	700 円	800 円	800 円
東地域防災センター	小集会室	400 円	500 円	500 円
eJy=	防災コミユニテイ一室	600 円	700 円	700 円
	視聴覚室	700 円	800 円	800 円
下谷保地域 防災センター	第一防災コミユニテイ 一室	600円	700円	700円
	第二防災コミユニテイ 一室	400 円	500円	500円
	視聴覚室	700 円	800 円	800 円

富士見台地域 防災センター	第一防災コミユニテイ 一室	600円	700 円	700 円
	第二防災コミユニテイ 一室	400 円	500円	500円
	視聴覚室	700 円	800 円	800円
中地域防災 センター	第一防災コミユニテイ 一室	600円	700 円	700円
	第二防災コミユニテイ 一室	400 円	500円	500円
	視聴覚室	700 円	800 円	800円

12. 地域集会所施設使用料

名称	時間	1 13.3	午後	午後
11 17V	室名	9 時~12 時	1 時~5 時	6 時~10 時
矢川集会所	集会室	700 円	800 円	800 円
富士見台一丁目集会所	集会室	700 円	800円	800円
中一丁目集会所	集会室	600 円	700 円	700 円
千丑集会所	第一集会室	600 円	700 円	700 円
	第二集会室	600 円	700 円	700 円
坂下集会所	第一集会室	600 円	700 円	700 円
以下来云加 	第二集会室	700 円	800円	800 円
石神集会所	第一集会室	600 円	700 円	700 円
位仲朱云 加	第二集会室	700 円	800円	800 円
谷保東集会所	第一集会室	600 円	700 円	700 円
台 体 未 去 川	第二集会室	700 円	800円	800円
富士見台二丁目集会所	第一集会室	600円	700 円	700 円
国工尤口—」日末云川	第二集会室	600 円	700 円	700 円

13. 南区公会堂施設使用料

時間	午前	午後	夜間
施設名	(9 時~12 時)	(1 時~5 時)	(6 時~10 時)
ホール	1,300 円	1,700 円	1,700 円

14. 公民館施設使用料

⇒公民館条例第9条:公民館の使用は、無料とする。

15. 市民プラザ施設使用料

施設名	午前	午後	夜間
)地改石 	(9 時~12 時)	(1 時~5 時)	(6 時~10 時)
北プラザ			
多目的ホール	2,300 円	3,000 円	3,000 円
第1会議室	800 円	1,000 円	1,000 円
第2会議室	800 円	1,000 円	1,000 円
談話室•音楽練習室	800 円	1,000 円	1,000 円
南プラザ			
多目的ホール	2,600 円	3,500 円	3,500 円
会議室	1,400 円	1,800 円	1,800 円
和室	1,400 円	1,800 円	1,800 円
調理実習室	1,700 円	2,300 円	2,300 円

- 備考 1 談話室・音楽練習室については、利用者のいない場合には、無料開放とする。
 - 2 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
 - 3 第1・第2会議室については、両室一体としての利用も認める。

16. 歯科処置料

種別	項目	単位	金額	備考
	乳歯弗素塗布	1歯	100円	1口腔 2,000円
歯科処理料	永久歯弗素塗布	1歯	100円	
	歯口清掃	1顎	360 円	歯周疾患予防処置
手数料	証明書	1通	100円	

17. 道路占用料

該当法令条項	占用物件	単位	占用料(年当たり)
法第 32 条第 1 項第	第一種電柱	1本	1,630 円
1号に掲げる工作物	第二種電柱		2,540 円
	第三種電柱	-	3,440 円
	第一種電話柱	-	930円
	第二種電話柱		1,500 円
·	第三種電話柱		2,080 円
	変圧塔その他これに類するもの及び	1個	2,580 円
	公衆電話所		2,300 []
	広告塔	1 m²	8,800 円
	郵便差出箱及びその他のもの		2,730 円
	共架電線その他上空に設ける線類	1m	20 円
	地下に設ける電線その他の線類		10円
法第 32 条第 1 項第	外径が 0.1 メートル未満のもの	1m	140 円

			Y	
2号に掲げる物	別件 外径が 0.1 メ	ートル以上		930 円
	1メートル未満のもの			00011
	外径が1メー	トル以上のもの		1,860 円
法第 32 条第 1	項第3号に掲げる	6施設	1 m ²	1,860 円
法第 32 条第 1	項第4号に掲げる	5施設	1 m²	2,200 円
法第 32 条第 1	祭礼、縁日等に際	し一時的に設けるもの	1㎡につき1日	88 円
項第6号に掲	その他のもの		1 m ²	8,800 円
げる施設				
道路法施行令	看板(アーチ式で	あるものを除く。)	1 m ^²	8,800 円
(昭和 27 年政	標識		1本	2,200 円
令第 479 号。		祭礼、縁日等に際し一時	1㎡又は1本	
	旗ざお及び幕	的に設けるもの	につき1日	88 円
う。)第7条第1		その他のもの	1㎡又は1本	8,800 円
号に掲げる物 件	アーチ式工作物	ーチ式工作物 車道を横断するもの		88,000円
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲			12	0.000 [II]
げる工事用材料の置場			1 m ²	8,800円
令第7条第9号に掲げる器具			2	近傍類似の土地の時価に
			1 m ²	0.024 を乗じて得た額
				1

- (備考) 1 広告板又は看板で両面を使用するものは、裏面の広告面積については5割減とする。
 - 2 売出施設又は興行施設の長さは、道路の各側ごとに沿う長さとし、その長さが出幅より短い場合はその出幅による。
 - 3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル若しくは1メートルとして計算する。
 - 4 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。なお、占用の期間が30日に満たないものについては、1月として計算するものとする。
 - 5 単位の欄に期間が定められている占用物件の占用料の額については、占用料の欄に定める金額に占用 の期間を乗じて得た額(その額が 100 円に満たない場合にあつては 100 円)とする。 なお、単位の欄の期間で1日に満たない占用については、1日を最小単位として計算するものとする。
 - 6 占用の期間が複数年度にわたる占用の場合は、年度ごとに 1 から 5 により計算した額とする。

18. 特定公共物占用料

占用種別	単位	占用料
第1種	占用等面積1㎡につき1年	1,070 円
第 2 種		558 円
第 3 種		1,070 円
第 4 種		1,070 円
第 5 種		360 円
第6種		1,070 円

備考 1 占用種別は次の各号に掲げるところによる。

- (1) 第 1 種 河川、橋りよう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事詰所、事務 所その他の仮設工作物の設置を目的としたもの並びに通路その他を現状のまま使用することを目的と するもの
- (2) 第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの
- (3) 第3種 仮設小屋、工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの(第1種に該当するものを除く。)
- (4) 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの
- (5) 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの
- (6) 第6種 前各号に属さないもの
- 2 占用料を算定する基礎となる占用等の面積が 1 平方メートル未満であるとき、又は占用等の面積に 1 平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1 平方メートルとして計算する。
- 3 占用等の面積の計算が困難なものについては、延長によるものとし、延長 2 メートルをもつて 1 平方メートル の占用等面積とする。
- 4 占用料を算定する基礎となる占用等の許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときのその期間又は端数は、月割をもつて計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算する。占用等の許可の期間が、1月に満たないものについては、1月として計算する。
- 5 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用等の許可の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に 定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。た だし、当該年度の占用等の許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に 各年度における占用等の許可の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を 乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。